

別表第六の二の項中「八の項」を、「六の項及び八の項」に改め、同表の六の項中「放送をする無線局(三)の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする」を「基幹放送局(三)の項、七の項及び八の項に掲げる」に改める。  
 (電気通信事業法の一部改正)

第五条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。  
 第二条第四号中「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾」を、「第百十八号第一項に規定する放送局設備供給役務」に改める。  
 第九条ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)(の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない)」を、「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)(の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合(前号に掲げる場合を除く。)

第十二条第一項第一号中(昭和二十五年法律第百三十一号)を削る。

第三十四条第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八条の見出しを(電気通信設備等の共用に関する命令等)に改め、同条第一項中「電気通信設備」の下に、又は電気通信設備設置用工作物(電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。)(を加え、同条第二項中「電気通信設備」の下に、又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。  
 第四十四条第一項中「電気通信紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第四百四十七条第一項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。  
 第四百五十六条第一項中「電気通信設備」の下に、又は電気通信設備設置用工作物」を加える。  
 第四百五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして(その他の協定等に関するあつせん等)を付し、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第百五十七号第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第三十五号第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、第百五十七号第三項」と読み替えるものとする。

第百五十七号の次に次の一条を加える。

第百五十七号の二 電気通信事業者と第百六十四号第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)(を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)(の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。)

2 第百五十四号第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五号第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七号の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五号第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第百六十号第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第百六十四号第一項第一号中(電気通信事業者たる一の者を除く。)(を削り、電気通信役務の下に(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)(を加え、同条第二項中、同項各号)を「同項各号」に、ついで「も」をついて、第百五十七号の二の規定は第三号事業を営む者について、に改める。

第百六十九号第四号中「第三十四号第一項若しくは第五項」を「第三十四号第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

第百九十一号第二号中「又は第三十三号第十三項」を「、第三十三号第十三項又は第三十四号第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日以下施行日」という。から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第五十三条の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九条の十二の改正規定及び第五条中電気通信事業法第百四十七号第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定 公布の日

二 第一条中放送法第五十二条の十三第一項第五号子の改正規定、同法第五十二条の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二条の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)(並びに附則第十一条、第十二条、第二十七号、第三十五号及び第三十七号の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)(並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第百六十九号第四号の改正規定及び同法第百九十一号第二号の改正規定並びに附則第十条第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)

二 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)

三 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)

四 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)